

インフルエンザ予防接種説明書

この予防接種が受けられる対象者は、予防接種日において満65歳以上の町民です。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中にひろがり、それをすい込むことによって感染します。

インフルエンザ予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。わが国においても高齢者の発生防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間ほどかかり、その効果を十分に持続する期間は約5か月とされています。より効果的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬頃までに接種を受けることをお勧めします。

※接種費用の助成は年度内に1回です。

インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、僅かながら熱がでたり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがあらわれることもあります。通常2～3日のうちに治ります。

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかな発熱のある人……一般的に、体温が37.5℃を超える
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことがあることが明らかな人
- ④ 前にインフルエンザ予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② インフルエンザ以外の予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ⑤ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏肉由来のものに対して、アレルギーがあるといわれた人

予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。診療終了時間の1時間前までに予防接種は済ませましょう。
- ② 一両日中は、体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤ 接種を受けた後、体調が悪くなった時は医療機関の診察を受けてください。

予防接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合に限り接種を行います。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから救済制度が設けられています。

インフルエンザの予防接種によって、健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。ただし、その健康被害が予防接種によるものかどうか、国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付されます。

申請に必要な手続きなどについては、住民票のある町役場へご相談ください。

まんのう町健康増進課
琴平町子ども・保健課

TEL 73-0126
TEL 75-6719